

社会保険法判例

堀 勝 洋

保育所措置費請求権の差押えが適法とされた事例 (みぎわ保育園抗告決定)

東京高等裁判所第16民事部昭和59年12月14日決定（昭和59年
（ラ）第585号債権差押命令に対する執行抗告申立事件）

I 事実の概要

抗告人Xは保育所を運営している社会福祉法人であるが、本件抗告の相手方Yら保育所の従業員との間で深刻な労使紛争が生じていた。XはYらを解雇したため、Yらは地位保全等を求めて東京地方裁判所八王子支部に訴えていたが、同裁判所は昭和59年11月12日付昭和59年（ヨ）第288号をもって地位保全等仮処分決定を下した。そこで、Yは当該決定の執行力ある正本に基づき債権差押命令の申請をしたところ、同裁判所は同日、第三債務者である立川市が毎月下旬Xに対し保育所運営のために交付する保育所措置費請求権のうち、124万9,921円を被差押債権とする債権差押命令（昭和59年（ル）第1033号。以下これを「原決定」という。）を発した。同命令正本は、同月13日に第三債務者である立川市に、同月16日に債務者であるXにそれぞれ送達された。そこでXは、東京高等裁判所に対し「原決定を取消す。相手方の申立にかかる債権差押命令を不許可とする。」という趣旨の執行抗告の申立てを行ったが、同裁判所第16民事部は同年12月14日本件抗告を棄却する決定を下した。

II 決定要旨

1 「同法（筆者注——児童福祉法）57条の2第2項が差押を禁止しているのは、同法20条等による育成医療に要する費用、補装具及びこれに代わる金銭給付等であり、施設に対し措置費として支弁された費用及び施設の措置費請求権は右差押禁止に含まれないものと解するのが相当である。そして、他に右措置費として支弁された費用及び施設の措置費請求権を差押禁止物とする規定は見当らない。」

2 「抗告人が差押の対象として主張する本件措置費請求権は、児童福祉法及び関係諸法規に照らし抗告人が第三債務者である立川市に対し直接支払を請求しうる債権である。本件措置費請求権中には、将来の債権と目すべきものも含まれているが、本件記録によれば、本件措置費は、抗告人が第三債務者である立川市から毎月一定時期に1か月ずつを一括してその支払を受けるものであり、その月々の支払額は、抗告人が本件保育所の運営を継続している限り、一定額の安定したものであることが確実に期待しうるものであり、現に抗告人は本件保育所の運営を継続していることが認められる。したがって、本件措置費請求権は、将来生じるものであっても、現在すでに債権発生の原因

因が確定し、その発生が確実に予測しうるから、これを差押の対象としうるものというべきである。」

3 「市町村が支弁する措置費で児童福祉法45条の最低基準を維持するために必要であると認められる額の精算額の10分の8について国が、10分の1について都道府県が、市町村に対し支払義務を負担するにすぎない。すなわち、市町村が国及び都道府県に対し右各金員の支払を請求する権利を有し、施設は国及び都道府県に対し直接その支払を請求する権利を有しない。したがって、本件措置費請求権については、第三債務者である立川市が抗告人に対する支弁義務を負担するものというべきである。」

III 解 説

1 本件抗告事件は、長らく労使紛争状態にあった保育所Xとその従業員Yらとの間の争いに伴って提起されたものである。XはYらを解雇したところ、Yらは地位保全と賃金の支払いを求めて訴えを提起した。そしてこの訴えが認められたため、Xが立川市に対して有する保育所措置費請求権に対する差押命令をさらに裁判所に対して請求し、これが認められた。本件抗告は、この保育所措置費請求権に対する差押えを取り消すよう高等裁判所に訴えたものである。本件抗告事件の争点は、措置費請求権が差押えの対象となりうるかどうかということであり、Xは次のように本件差押えは違法であると主張した。

- (1) 保育所の措置費に対する差押えにより、保育所の存続は不可能となり、入所している児童に重大な影響を与えるから、原決定は違法である。
- (2) 本件措置費請求権は民事執行法第151条所定の継続的給付に係る債権ではなく、抗告人が第三債務者である立川市に対し毎月1か月ずつを請求し、その交付決定により公法上の債権として成立するものであるから、原決定はその被差押債権の特定を欠き違法である。
- (3) 本件措置費については第三債務者である立

川市がその全額の債務負担者ではなく、そのうち80パーセント相当額は国が、10パーセント相当額は東京都が、残余の10パーセント相当額は立川市がそれぞれ債務負担者として支出するものであるのに、原決定は被差押債権として単に第三債務者である立川市が毎月下旬Xに対し交付する保育所措置費と表示するにすぎないから、原決定は違法である。

- (4) 原決定が本件措置費請求権に含まれる労働債権について国基準保母給料、市充実保母給料、調理婦給料等の帰属主体を特定して交付されるものに関し何らの限定をしていないから、原決定は違法である。

以下、以上のXの主張に対する本決定の内容をみていくことにしたい。

2 Xの主張の第1点に対し、本決定はⅡ決定要旨の1に示した理由により、Xの主張を退けた。

まず、この第1点に関し問題となるのは、保育所措置費請求権に対する差押えを禁止する法令の規定があるかどうかという点である。保育所の設置や費用負担に関して規定している児童福祉法は、その第57条の2第2項において、「この法律による支給金品は、既に支給を受けたものであるとなしにかかわらず、これを差し押えることができない。」と規定している。しかし、この規定は、児童福祉法の育成医療または育成医療に要する費用、補装具またはこれに代わる金銭給付及び療育の給付について差押えを禁止するものであり、施設等に対し措置費として支弁される費用について差押えを禁止するものでないというのが公定解釈となっている（厚生省児童家庭局編「新版児童福祉法母子及び寡婦福祉法母子保健法精神薄弱者福祉法の解説」時事通信社、昭和57年、345頁）。この児童福祉法第57条の2の規定は、育成医療が初めて同法に規定された昭和29年の改正（「児童福祉法の一部を改正する法律（昭和29年法律第26号）」）によって新たに設けられたものであり、この規定が設けられたのは「育成医療が高額にのぼるおそれがある」からであるとされている（昭和29年6月23日付厚生事務次官通知厚生省発児第90号「児童福祉法の一部を改正する法律の施行について」）。

また、この通知においても、『支給を受けた金品』とは、被措置者に対し交付された金品をさし、児童福祉施設に支払われる措置費の額は含まれない」とされている。

以上のような本規定の制定の経緯や支給金品について差押えを禁止するとの文言を勘案すると、本規定は措置費の差押えを禁止したものと解釈することはできない。また、他の社会福祉関係立法に規定されている差押禁止規定についても同様に解されている¹⁾。

次に、差押えを含む強制執行に関する手続き等を定めている民事執行法には、差押禁止規定が設けられている。例えば動産についての第131条、債権についての第152条などである。本件抗告事件の原因となった差押えは、Xが立川市に対して有する保育所措置費請求権であり、これは債権の一種と考えられる²⁾。そこで、この差押えが民事執行法第152条に規定する差押禁止債権に該当しないかが問題となる。同条は、①債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権、②給料、賃金、俸給、退職年金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る債権、③退職手当及びその性質を有する給与に係る債権、については原則としてその4分の3に相当する部分を差し押えてはならないことを規定している。

保育所措置費請求権は、注2)で説明したように一種の準委任契約に基づく費用及び報酬の支払いを求める権利であり、文理解釈的には上記①～③のいずれにも該当しないと考えられる。したがって、民事執行法上からもその差押えが禁止されていないと解釈される。このほかの法令においても、保育所措置費請求権を直接差押禁止する規定は見当たらない。

Xは保育所措置費請求権を差し押えられると保育所の存続は不可能となると訴えたが、本決定は「本件保育所の運営の継続が不可能となるような事情を認めるに足る資料はない。」と述べている。しかし、措置費が差し押えられれば保育所の運営が事実上困難になることは想像に難くなく、この決定はやや現実無視のきらいがないこともな

い。本件差押えの元となった債権が従業員の給料であり、この給料分は措置費の中に含まれており、その分を差し押えられても、残りで保育所を運営できると裁判所は考えたのであろうか。それとも保育所にある別途財産や寄附金などで運営できると考えたのであろうか。その理由は何も本決定には述べられていない。

もともと民事執行法に基づく強制執行の手続きは、債権者保護のためのものである。一方、民事執行法その他の法令に規定されている差押禁止の条項³⁾は、そのゆき過ぎを是正し、債務者の最低生活の維持や生業の確保等の社会政策的な考慮に基づくものとされている(三ヶ月章『民事執行法』弘文堂、昭和56年、352頁)。そうすると、社会福祉施設——特に保育所のような通所施設ではなく、養護施設や特別養護老人ホームのように入所者の生活の本拠となっている入所施設——の措置費の差押えについても、それを禁止する規定があってもおかしくない。なぜならば、これらの施設に対する措置費は入所者の最低生活の維持に欠くべからざるものだからである。したがって、措置費のうち食費等の生活費については、立法論としてはいうまでもなく、解釈論としても差押禁止財産とする余地があるのではないかと考えられる。

3 Xが主張した第2の問題は、保育所措置費請求権が継続的給付であるかどうかという点である。継続的給付というのは、給料のように毎月毎月債権が発生するものである。このような継続的給付については、毎月毎月の債権についてその都度差押えの手続きをとるのは煩瑣に耐えないので、一回の差押えでその後に発生する債権についても、差押えの元となった債権の額に達するまで、差押えの効力が及ぶものとされている(民事執行法第151条)。

債権差押命令を発した東京地方裁判所八王子支部民事第4部は、保育所措置費請求権をこの継続的給付と解し、Yに係る差押債権目録を「金1,249,921円 但し、第三債務者(立川市)が毎月下旬、債務者に対して交付する、保育所措置費(法人本部会計、施設会計)のうち、頭書金額に満つるまで」と表示した。これに対し、Xは、保

育所措置費請求権は継続的給付でなく、したがって差押えの対象は特定されていないから原決定は違法であると主張した。

これに対し、本決定はⅡ決定要旨の2に引用したように、保育所措置費請求権を継続的給付と認め、将来生じるものであっても差押えの対象となるものと判断した。保育所措置費請求権は、前述したように委託契約という一種の準委任契約に基づく報酬等の支払いを求める権利と考えられる。そしてこの委託契約は、通常は一定の期間継続する性質のものと考えられるが、措置費自体は毎月一定時期に1か月分ずつ支払われる。したがって、保育所措置費請求権は一種の継続的給付と考えられ、将来発生する請求権についても差し押えることができる解釈すべきであろう。

4 Xが主張した第3の問題は、保育所措置費のうち第三債務者である立川市が負担するのは10パーセントにすぎず、残りは国と都が負担するにもかかわらず、措置費全額について立川市を第三債務者とするのは違法であるというものである。これに対して本決定は、Ⅱ決定要旨の3に引用したように、Xに対し支払い義務を有するのは立川市だけであり、国や都はXにではなく立川市に対してのみ支払い義務を有するにすぎないから、措置費全額について立川市のみを第三債務者としても違法ではないとした。

児童福祉法第51条第1号によれば、保育所の措置費を支弁する義務は市町村にあり、国や都道府県は、同法第53条及び第55条の規定に基づき、市町村が支弁した保育所措置費のそれぞれ80パーセント及び10パーセントを負担するものにすぎないから、本決定のこの結論は妥当であるというべきである。

5 Xの主張した第4の問題点は、原決定が本件措置費請求権に含まれる労働債権について国基準保育料、市充実保育料、調理婦給料等の雇用主体を特定し交付されるものに関し何らの限定をしていないから違法であるというものである。これに対し本決定は、債務者及び第三債務者は特定して表示されており、また差し押えるべき債権も他の差押えの対象とされない債権と識別する

程度に具体的に記載されているから、被差押債権の特定に欠けるところはないとした。

ところで、保育所の措置費はいわゆる保育単価制度といわれるものによって支払われている（厚生省児童家庭局企画課編『児童保護措置費手帳』日本児童福祉協会、各年度版）。すなわち、保育所入所児童1人当たりの委託費の月額である保育単価に、各月初日の入所児童数を乗じたものを、市町村が毎月保育所に支払っている。

そしてこの保育単価は、保育所の所在する地域、定員、児童の年齢等に応じて全国的に統一的な基準が国によって定められている。この保育単価には、保育材料費や給食費等の生活費及び保母等の人件費が対象経費として含まれている。しかし、保育所に支弁される措置費は、保母の人件費としていくらか、生活費としていくらかというように支払われるわけではなく、上記のようにして計算された措置費全額が毎月の委託費として保育所に一括して支払われる。したがって、Xが主張するように措置費の内訳を特定して被差押債権とするまでもなく、措置費全額を被差押債権としても債権を特定したものと考えられ、本決定の結論は正しいというべきであろう。

(注)

- 1) 例えば、身体障害者福祉法第45条の差押禁止規定に関する松本征二『身体障害者福祉法の解説と運用』中央法規出版、昭和29年、236頁を参照。
- 2) 市町村長は保育に欠ける児童を保育所に入所させて保育しなければならない（児童福祉法第24条）が、私立の保育所に入所させる場合は、私立の保育所と市町村長との間の委託契約に基づいて保育が行われる。すなわち、私立保育所側は入所児に一定の保育サービスを提供する義務を市町村に対して負い、その対価として一定額の措置費の支払いを市町村から受けるという、双務有償契約が成立していると考えられる。この委託契約は、「法律行為ニ非サル事務ノ委託」であるので、民法第656条に規定する準委任の一種と考えられる。私立保育所は、その委託事務費及び報酬としての措置費を市町村長に対して請求することができ、この措置費請求権は市町村との契約に基づく一種の債権である。
- 3) 民事執行法第131条は、一定の動産の差押えを禁止している。すなわち、①債務者等の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具、②債務者等の生活に必要な2か月間の食料及び燃料、③標準的な世帯の1か月間の必要生計費を

勘案して政令で定める額の金銭（民事執行法施行令第1条で21万円とされている。）等14項目にわたって差押禁止物が列挙されている。

また、破産法第6条は差し押えることができない財産は原則として破産財団に属さないことを規定している。

国税徴収法第75条第1項は、①滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具、②滞納

者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な3か月間の食料及び燃料等13項目にわたって差押禁止財産を列挙している。

このほか、社会保障関係法令に基づく支給金品について差押えを禁止する規定が設けられている。例えば、恩給法第11条第3項、健康保険法第68条、厚生年金保険法第41条第1項、生活保護法第58条等である。

（ほり・かつひろ 社会保障研究所調査部長）

社会保障研究所刊行図書案内

海外社会保障情報 (No. 72) 目 次

論 文

- スウェーデンの新しい社会サービス法……………小野寺 百合子
イギリスの退職年金：現況と問題点……………坂 本 純 一
イギリスのグリーンペーパーについて……………稲 垣 誠 一

海外の動き

- OECDにおける最近の医療支出抑制策について……………香 取 照 幸
イギリスの社会保障制度改革提案に対するアトキンソンの論評……………都 村 敦 子

海外文献紹介

- 健康の経済学（6）……………ヘルス・エコノミックス研究会

書 評

- 福島勝彦著『イギリスの社会保障政策＜戦後の展開＞』……………深 沢 和 子

- 社会保障カレント・トピックス(17)……………厚生省大臣官房国際課

- 海外社会保障関係文献目録……………社会保障研究所